第一項の表四〇の項及び四一の項を次のように改める。

四〇	削除
四一	削除

十七　平成十二年郵政省告示第四百五十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一九の項を次のように改める。

一九	削除

第一項の表二一の項を次のように改める。

二一	削除

第一項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

十八　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三九の項を次のように改める。

三九	削除

第一項の表四一の項を次のように改める。

四一	削除

十九　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六九の項を次のように改める。

六九	削除

二十　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

第一項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

第一項の表一〇四の項を次のように改める。

一〇四	削除

第一項の表一二〇の項を次のように改める。

一二〇	削除

二十一　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項から六の項までを次のように改める。

四	削除
五	削除
六	削除

二十二　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表一五の項を次のように改める。

一五	削除

表一七の項を次のように改める。

一七	削除

表二一の項を次のように改める。

二一	削除

二十三　平成十七年総務省告示第千二百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を次のように改める。

四	削除

二十四　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第一項の表三六の項を次のように改める。

三六	削除

第一項の表六八の項を次のように改める。

六八	削除

二十五　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

第一項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第一項の表二五の項を次のように改める。

二五	削除